

企画競争説明書

業務名称： シエラレオネ国フリータウン半島送配電網整備計画準備調査

調達管理番号：21a00459

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：シエラレオネ国フリータウン半島送配電網整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2022年7月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末 (2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：芳沢 (Yoshizawa.Shinobu@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である 2021 年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月2日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として

お断りしています。

- (3) 回答方法：2021年8月6日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年8月17日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- (4) 提出書類：

・ プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査（地形・地質調査等）（現地再委託経費）

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

a) 環境社会配慮調査（現地再委託経費）：5,000千円

b) 税金調査（現地再委託経費又は一般業務費のうち特殊傭人費に分類されるもの）：500千円

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) KES 1 = 1.00 円

b) US\$ 1 = 110.55 円

c) EUR 1 = 131.63 円

- 5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

- (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／配電設備計画
- b) 変電設備計画
- c) 社会経済分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.1M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月7日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）

又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交

及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：配電網整備に係るに係る O/D (概略設計)、B/D (基本設計)、D/D (詳細設計)、SV (施工・調達監理)

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者 1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／配電設備計画
- 変電設備計画
- 社会経済分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／配電設備計画）】

- a) 類似業務経験の分野：配電設備に係る O/D、B/D、D/D、SV
- b) 対象国又は同類似地域：シエラレオネ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 変電設備計画】

- a) 類似業務経験の分野：変電設備に係る O/D、B/D、D/D、SV
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：評価せず

【業務従事者：担当分野 社会経済分析】

- a) 類似業務経験の分野：社会経済分析に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：シエラレオネ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	13	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	7	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／配電設備計画	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備計画	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力： 社会経済分析	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	1	

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施するシエラレオネ国フリータウン半島送配電網整備計画準備調査に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

シエラレオネ共和国（以下、「シエラレオネ」という。）は1991年から約10年にわたる内戦の影響により、発電・配電設備を含む国内のインフラが激しく損壊した。2008年のフリータウン首都圏の電力アクセス率は約30%程度であったが、内戦後の復興により、2018年には50%を超えている。一方、全国平均の電力アクセス率は約26%に留まっており、地方部は未だ約6%と極めて低い（世界銀行2018）。国内の推定電力需要は203MW（2015年）であったが（エネルギー省）、実際に整備されている電力供給設備は、首都圏でも85MW分（2018年）にしか満たず、加速する電力需要の増加に対応できていない（世界銀行2018）。シエラレオネは内戦以降、年平均6%の高い経済成長率を維持しており、新型コロナウイルスの影響により2020年はマイナス成長だったものの、2021年以降はプラス成長に転じ、その後も平均4.5%の安定した成長を続けることが予測されている（IMF）が、こうした不十分な電力供給体制は、同国の経済成長の阻害要因となるほか、基礎的な社会サービス（教育、医療等）の提供にも重大な障害となっている。

電源開発については、アフリカ開発銀行による水力発電事業、世界銀行及び欧州投資銀行（EIB）等による国際連系線事業の支援により、2～4年後には国内への供給可能電力は約300MW増強され、計450MW以上の電力供給が可能となり、国内の需要を満たすための電力供給は確保されつつあるが、国全体の電力アクセス向上のためには、併せて送配電網の拡充が必要である。

シエラレオネの現政権は、2018年に「New Direction」政策を掲げ、電力アクセス率の向上を優先課題の一つとして位置付けている。また、2023年までを対象に策定された「中期国家開発計画」において、「インフラ整備と経済競争力の向上」を重点分野として掲げ、全国の電力アクセス率を44%まで引き上げることを目標に、①供給可能電力を167MWから650MWまで引き上げること、及び②全国の送配電網の総延長を200kmから1,500kmまで延長することとしている。加えて、JICAは2009年に「シエラレオネ国首都圏電力供給マスタープラン調査」を実施し、フリータウン半島の送配電網整備による電化を提言した。このような状況下、ビオ大統領はTICAD7時に実施された首脳会談にて日本に対して電力分野の支援を要請した。

「フリータウン半島送配電網整備計画」（以下、「本事業」という。）は、増強される供給可能電力をアクセス向上に繋げるため、フリータウン半島南部において変電所の新設及び配電網の整備を行うものである。対象地域は、シエラレオネのGDPの12%を占める水産業に貢献する主要漁港や水産加工場があるほか、外貨獲得や雇用創出の可能性が期待されるビーチリゾート等の観光資源が存在しており、

産業振興が見込まれているものの、高コストの自家用発電設備に依存せざるを得ず、社会経済開発の大きな妨げとなっている。また同地域は、人口集中が進むフリータウン市に次ぐ経済・生活圏であり、学校 46 校、病院 12 か所が存在し、現時点でも 21.3MW の電力需要があるとされている。加えて、病院、医療資機材・薬品倉庫、研究所等の建設計画も進んでおり、これまで以上に電力需要が増加しているため、配電網整備が急務となっている。そのため本事業は、フリータウン半島南部における電力供給の拡大を図るものであり、上述の「中期国家開発計画」や、エネルギー省が策定した全国の電力アクセス達成を目標とする「Electricity Sector Reform Roadmap (2017-2030)」においても重要な事業と位置付けられている。

本事業実施の要請を受け、JICA は関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

第3条 事業の概要

(1) 事業目標：

本事業は、フリータウン半島の南部において、変電所の新設及び配電網の整備を行う事により、同地域の電力供給の拡大・安定化を図り、もって基礎インフラの強化及び経済成長に寄与することを目的とするもの。

(2) 事業の成果：

フリータウン半島の南部において、変電所の新設及び配電網の整備・拡充が行われる。

(3) 我が国への要請内容：

① 施設、機材等の内容：

【施設】33kV/11kV 変電所の新設（1 か所。変圧器は容量 20/15MVA を 2 セット。トンボ地域内）

【機材】33kV 配電線（約 50km）、11kV 配電線（約 40km）、配電用変圧器、電柱等

詳細は協力準備調査にて確認する。

② コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理等。ソフトコンポーネントの要否については、協力準備調査にて確認する。

③ 調達方法

詳細は協力準備調査にて確認する。

(4) 対象地域（サイト）：

シエラレオネ共和国 フリータウン半島南部

(5) 関係官庁・機関：

責任官庁：エネルギー省（Ministry of Energy）

実施機関：送配電公社（Electricity Distribution and Supply Authority (EDSA)）

第4条 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、予算規模、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案する。

第5条 業務の範囲

本調査は、シエラレオネ政府から要請された本事業について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、第8条 成果品等に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がシエラレオネ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。第一次および第二次現地調査において、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分協議する。なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

① 第一次現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、JICA 及び日本側関係者と方針を確認する。

② 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

③ 第二次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 既存資料の活用

本事業の必要性や妥当性の検討に当たっては、JICA が過去に実施した技術協力プロジェクト「電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト（2011年～2019年）」や関連案件の報告書等、既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。また、「サブサハラ・アフリカ諸国における電力分野アクセス向上に係る情報収集・確認調査（2020年～2021年）」の報告書類が提出され次第、JICA より提供するので、これら報告書も活用する。

(4) 対象コンポーネントの検討

本事業の対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から本調査において各コンポーネントの妥当性を確認する。また、対象コンポーネントに対象地域における医療・教育施設等社会サービス施設への電力供給確保策をコンポーネントに含めるべく検討する。

(5) 配電網整備の基本的方針

① 要請機材等の容量確認

要請機材がプロジェクト対象地域の需要に適した容量であるか確認する。

なお、現時点では33kV/11kV 変電所の新設は1か所（トンボ地域内）を予定しているが、対象地域全体、特にヨーク地域の潜在需要を十分に確認し、追加的な変電所の建設が必要と考えられる場合はJICA に早急に報告すること。

② 主要機材のスペック

日本と比較して電力設備の運転環境が厳しい点を踏まえ、シエラレオネ側が標準としている機材の技術仕様を確認した上で、対象地区の配電網の規模、構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。

③ 潮流解析（国際連系線や国内発電による需給バランスを含む）

協力コンポーネントの妥当性確認に必要な潮流解析を行い、結果を事業計画に反映する。

④ 自然調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおいて、自然条件調査（地形・地質調査等）を実施し、施工・調達計画に反映させる。

⑤ 拡張性の確保

今後のプロジェクト対象地域の需要増加を見据え、本事業終了後の設備拡張への対応可能性についても検討する。

（6）シエラレオネ側維持管理体制の確認

シエラレオネの送配電網の運営・維持管理はEDSAが担っている。過去にJICAが実施した技術協力プロジェクト「電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト（2011年～2019年）」においてEDSAの運営・維持管理に関する能力強化を図り、また、他ドナーとの事業において特段大きな問題は発生していない。EDSAの本事業実施に係る人員・予算確保の計画や運営維持管理体制等について、財務状況も含め詳細に確認する。

（7）電化率の増加見込みの確認

需要家の新規接続を促進するためのシエラレオネ側の政策制度や他ドナーの支援状況を確認する。最近の新規接続の増加率などを確認の上、本事業実施後の電化率の増加見込みを間接裨益効果として予測する。新規接続を促進するため、必要に応じて対象コンポーネントに低圧線やメーター等、需要家の新規接続負担の軽減に資する内容を含めることを検討する。

（8）社会・経済セクターへの裨益効果の確認

対象地域の既存の医療・教育等の社会サービス施設について、その概況を定量的に把握し、安定的な電力供給がそれら施設にもたらす効果の予測を行う。また、漁港や宿泊・観光施設など地域経済を担う業種への裨益効果の見通しについても確認をする。これら確認の前提となる地域の人口、所得水準、経済状況及び今後の見通しについても調査する。

（9）準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、本調査終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをシエラレオネ側に説明し、問題の無いことを確認する。

（10）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月)）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、案件計画調書①で承認のとおりカテゴリ B と位置づける。特に、配電線建設ルートの一部区間に自然保護区が隣接していることから、工事期間中及び完成後に同保護区への影響が最小化されるような事業内容とし、本調査では特に保護区の動植物への影響を確認する。

また、保護区外での事業ではあるが、JICA ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）（以下、FAQ）に記載の「例外的に保護区で事業を実施するための5条件」と「重要な自然生息地で事業を実施するための3条件」にかかる該非の確認を行い、該当する場合には内容を満たすとともに、該当しない場合にも影響の程度を踏まえて必要な緩和策を検討する必要がある。

なお、現段階では、本事業に伴う用地取得・住民移転は想定されていないが、必要となった場合は、その補償についても確認をする。

（11）日本技術の活用可否の確認

本事業における本邦技術の活用について、EDSA の維持管理能力を確認の上、適切な技術について検討する。なお現時点では、変圧時のロスが小さいアモルファス変圧器、及び配電線ルートは雷が多い地域であるので避雷設備の活用が想定されている。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

（1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（特に我が国無償資金協カスキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

（3）事業の背景・経緯の確認

- ① 要請内容の範囲、内容について先方の意向を確認する。
- ② 「New Direction」「中期国家開発計画」等のエネルギー分野および電力分野の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、シエラレオネの電力セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて再確認する。
- ③ 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、妥当性を検証・分析する。
- ④ 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に AfDB 等が「ブンブナ水力発電所建設事業」、世界銀行、EIB 等が「CLSG（コートジボワール、リベリア、シエラレオネ、ギニア）国際連系線事業」を支援しており、数年後には電力供給量が大幅に改善される見込みである。他ドナーによる電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認する。

（4）事業の実施体制の確認・維持管理体制の確認

- ① 実施機関の事業実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- ② 既存の配電設備、変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- ③ 上記①、②を取りまとめ、適切な運営・維持理計画を検討する。

（5）サイト状況調査（現況調査、自然条件調査等）

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定

サイトにおいて、以下に示す調査を実施し、施工計画に反映させる。

① 地形及び地質調査・地中埋設物調査、路線測量

変電所建設予定地及び想定される配電ルートにかかる調査を行う。具体的なサイト状況調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙「自然条件調査仕様書(案)」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、追加的に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。なお、現地再委託にて実施する事も可とする。

② 用地調査

配電柱及び配電線ルート下の Right of Way (ROW)にかかる調査を行い、機材敷設予定サイトにおける土地権利上の問題が発生しないかを確認する。その際、土地所有権及び配電網敷設の際の必要手続き（補償が発生する場合の手続きを含む）に関する確認を行う。

(6) 環境社会配慮に係る調査

本事業は、国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月、以下「環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、JICAの環境社会配慮カテゴリー「B」に位置付けられている。

① 主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする（Annex B 所定の内容のうち、本調査に関連する項目の確認については本調査開始時に確認し、可能な限り業務範囲を明確にする）。環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする（右要領所定の内容のうち、本調査に関連する項目の確認については本調査開始時に確認し、可能な限り業務範囲を明確にする）。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

(イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

①環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等

②JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法

③関係機関の役割

(ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

(エ) 影響の予測

- (オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- (カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成
- (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ) ステークホルダー分析の実施と協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)
- (コ) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)上の保護区と重要な自然生息地の該非の確認。該当する場合はFAQに記載されている、「例外的に保護区で事業を実施するための5条件」及び「重要な自然生息地で事業を実施するための3条件」の充足の確認。

② 簡易住民移転計画の作成支援

本事業は、基本的には用地取得及び住民移転は発生しない予定であるが、変電設備の設置に伴う用地取得が必要になる可能性がある。その際、1. 「JICA 環境ガイドライン(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(ア)～(シ)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- (ア) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (ウ) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- (エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- (ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (コ) 費用と財源

- (サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (シ) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

なお、環境社会配慮に係る調査は一部現地再委託にて実施することも可とする。その要否及び内容に関しては第一次現地調査を踏まえて最終決定する。

(7) 調達事情調査

本事業で必要となる資機材（骨材、セメント、鉄筋等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(8) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（以下、「設計・積算マニュアル」という。）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

① 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画

上記を踏まえ本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

③ 機材計画

- ア) 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- イ) 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

④ 施設計画

- ア) 変電所建屋の設置に際し、対象敷地内の使用可能な区画を確定する。
- イ) 建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。
- ウ) 他の既存変電設備における事故歴、施設・機材への影響度、発生原因等を確認し、必要に応じて、協力対象となる新設変電設備、建屋の計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

- ⑤ 概略設計図
- ⑥ 施工・据付計画
 - (ア) 施工・据付方針
 - (イ) 施工・据付上の留意事項
 - (ウ) 施工・据付区分（先方負担工事との区分）
 - (エ) 施工・据付監理計画
 - (オ) 品質管理計画
 - (カ) 資機材等調達計画
 - (キ) 実施工程

(9) 相手国負担事項の整理

相手国負担事項（用地確保、資機材保管管理、各種建設許可の取得等）の実施能力と実施プロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。また、無償資金協力として事業を実施する際のシエラレオネ国政府の免税措置を整理し、確認する。

(10) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれシエラレオネにおける名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、シエラレオネにおいては2020年10月に実施した調査結果が最新版であるので、それを更新することとする。本内容については契約締結後提供するので、調査結果を反映し、電子データで提出する。税金情報の調査は現地特殊傭人の活用又は現地再委託にて実施することも可とする。

(11) 事業の維持管理計画の立案

協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(12) 事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、

確認を取ることとする。なお、設計精度は入札に対応できる精度を確保する。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編、機材編（2017年7月）を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

③ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 概略の仕様
- ・ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ・ 据付監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）
- ・ 事業進捗状況（報告書名等、情報源も明記）

（13）協力対象事業実施に察しての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（14）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

（15）事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①電力供給可能規模、②年間供給電力量、③裨益対象世帯・設備数を想定している。また、定性的な効果の評価指標としては、電力の安定供給、市民の生活環境の改善及び医療・教育サービス、経済・社会活動の活性化などを想定している。

（16）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

（17）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をシエラレオネ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じ事業全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加

え、準備調査報告書に反映させる。

(18) 準備調査報告書等の作成

シエラレオネ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。なお、準備調査報告書は「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）、進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版は「無償資金協力事業におけるコンサルタント業務の手引」（2016年5月改訂）に従い作成すること。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ デジタル画像集・記録表
- ⑤ 機材仕様書
- ⑥ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- ⑦ 免税情報シート

第8条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(10)を成果品とする。

	レポート名	提出時期	部数など
(1)	業務計画書 ^(注1)	契約締結日から10営業日以内（2021年10月）	和文3部
(2)	インセプション・レポート ^(注2)	第一次現地調査前（2021年11月）	英文25部
(3)	現地調査結果概要 ^(注2)	第一次現地調査後（2021年12月）	電子データ
(4)	準備調査報告書（案） ^(注2)	国内解析後（2022年1月）	和文10部 英文25部
(5)	概略事業費（無償）積算内訳書 ^(注3)	第二次現地調査後（2022年5月下旬）	和文2部
(6)	機材仕様書	第二次現地調査後（2021年5月下旬）	和文3部 英文4部
(7)	概要資料 ^{(注2)(注4)}	第二次現地調査後（2022年5月下旬）	和文1部 CD-R1枚
(8)	準備調査報告書 ^{(注2)(注4)(注5)}	2022年7月下旬	和文（簡易製本版）2部 CD-R1枚 和文（製本版）8部 CD-R1枚 英文（製本版）16部 CD-R3枚
(9)	デジタル画像集・記録表 ^(注6)	2022年7月下旬	CD-R2枚
(10)	進捗報告書の初版	2022年7月下旬	英文3部
(11)	会議記録 ^(注7)	各会議日から起算して3営業日以内	電子データ

注1）業務実施契約約款第2条第1項および共通仕様書第6条で規定のとおり。

- 注2) 無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)に従うこと。
- 注3) 設計・積算マニュアル(補完編及び機材編(2017年7月))に従うこと。
- 注4) 概要資料、準備調査報告書には設計図および完成予想図並びに測量成果等(実施した場合)を含む。
- 注5) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注6) デジタル画像40枚程度を想定している。
- 注7) 派遣前会議・報告会等の国内会議、現地協議等を想定している。

報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成に当たっては、その表現に十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」に従うこと。準備調査報告書(製本版)を除き、簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年10月上旬より国内事前準備を開始し、2021年10月中旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は第6条 実施方針及び留意事項を参照のこと。

2022年4月中旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2022年5月下旬までに概略設計・概要資料、2022年7月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15 人月（M/M）（現地：6 M/M、国内9 M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/配電設備計画（2号）※（評価対象予定者）
- ② 配電設備計画
- ③ 変電設備計画（3号）（評価対象予定者）
- ④ 環境社会配慮 ※
- ⑤ 社会経済分析（3号）（評価対象予定者）
- ⑥ 調達・施工計画/積算 ※
- ⑦ 施設計画/自然条件調査

※DODは3名程度の参加を想定する。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形調査
- 地質調査・地中埋設物調査
- 路線測量
- 環境社会配慮調査

(4) 公開資料等

1) 公開資料

- シエラレオネ共和国 フリータウン市配電網緊急改修計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000002563>

2) 配布資料

- 電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト報告書

(5) その他留意事項

1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを詳細設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

2) 業務主任者の同行

現地調査に関し、業務主任者は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA シエラレオネ支所およびガーナ事務所、在ガーナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

5) 不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

シエラレオネ国フリータウン半島送配電網整備計画準備調査
自然条件調査仕様書（案）

1 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工・据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は見積もりに含めない（別見積）ものとする。

2 調査項目

(1) 地形調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：トンボ地域の変電所整備予定敷地内

調査方法：平板測量、縦横断測量

実施方法：現地再委託

成果品：測量図、縦横断図、既設構造物の位置測量結果

(2) 地質調査・地中埋設物調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。

調査位置：トンボ地域の変電所整備予定敷地内でボーリング2箇所程度

調査内容：ボーリング調査（深さ15m）、標準貫入試験、室内試験等

実施方法：現地再委託

成果品：地質調査報告書・地中埋設物の確認結果

(3) 路線測量

調査目的：機材の敷設計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：配電柱及び配電線ルート（33kV配電線：ゴドリッチ変電所-トンボ変電所、11kV配電線：サセックス市-サミュエルタウン市）

調査内容：必要に応じ仮ベンチマークを設置、横断測量は配電柱設置予定箇所で行い、測量幅は道路敷+配電線のROWの範囲とする。

実施方法：現地再委託

成果品：測量成果（路線図、横断図）

以上